

保険証は正しく使おう



保険証は退職日の翌日から使用できません

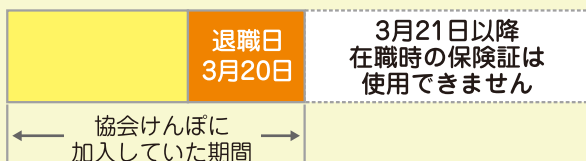
退職などにより健康保険の資格を喪失した日以降は、お持ちの保険証は使用できません。
すみやかに返却してください。

保険証はいつまで使える？

保険証は、資格を喪失した日（退職日の翌日、扶養から外れた日）から使用することはできません。被保険者が保険証を使用できるのは「退職日まで（資格喪失日の前日）」です。また、パートの方などで、勤務時間や日数が減少し被保険者の資格を喪失する場合、「資格喪失日」以降、保険証は使用できません。



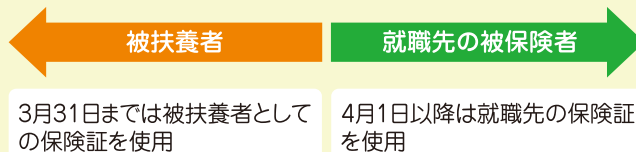
(例) 被保険者が3月20日で退職したとき



被保険者の資格喪失日

- ① 適用事業所に使用されなくなった日の翌日（退職日などの翌日）
- ② 75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ③ 死亡した日の翌日

(例) 被扶養者が4月1日に就職したとき



被扶養者の資格喪失日

- ① 被保険者が資格喪失した場合はその同日
- ② 就職・婚姻などにより扶養から外れた日
- ③ 75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ④ 死亡した日の翌日

退職される方、扶養から外れる方は保険証を返却してください

- 被保険者の方が退職された場合は、ご本人・ご家族（被扶養者）すべての保険証・高齢受給者証をお勤め先に返却してください。
- 被扶養者の方が就職や結婚などで扶養から外れたときは、その方の保険証を被保険者のお勤め先に返却してください。

退職後のよくある誤解

- ・新しい保険証が届くまでの間は使えるだろう
- ・月の途中の退職だから月末までは使えるだろう
- ・会社から何も言われていないので使えるだろう

いずれの場合も
保険証は
使用できません

お勤めされていた事業所を通じて
保険証を返却してください。

資格のなくなった保険証を使用した場合

資格のない保険証を提示して保険医療機関にかけ、医療費の3割のみを支払った場合、本来は医療費の全額（10割）が自己負担となるため、保険使用分（7割）は後日返還していただくことになりますので、ご注意ください。

皆さまにお支払いいただく保険料にも影響を及ぼします

資格のない保険証を使用して医療機関を受診された場合、協会けんぽが本来負担する必要のない医療費を負担することとなります。健康保険料率に大きな影響を及ぼしかねませんので、保険証は正しく使用し、資格のなくなった保険証については必ず返却してください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

電話 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日及び年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ大阪

検索